

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当たる翌日が休日は、当たる翌日)

告

示

鳥取県告示第二百六十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、倉吉市長から次のとおり町の名称を変更する旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十四年四月二十五日

変更前の町名	鳥取県知事 石破二朗	変更後の町名
駄経寺		駄経寺町

鳥取県告示第二百六十三号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第三十九条第三項の規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十四年四月二十五日

鳥取県知事 石破二朗

登録の記号及び番号

氏名

登録の年月日

鳥国医一四一九

永岡國男

昭和四十四年四月七日

- ◆告示 町の名称を変更する旨の届出
- ◆選管告示 国民健康保険法による登録があつたとみなされるもの
- ◆公安告示 健康保険法による保健医療機関の指定
- ◆公 安 健核予防法による指定医療機関の辞退
- ◆公 安 結核予防法による医療機関の指定
- ◆公 安 解除予定の保安林にする旨の通知
- ◆公 安 測量法による基本測量を実施する旨の通知
- ◆公 安 議会の議員及び知事の選挙権を有する者の五十分の一の数及び三分の一の数
- ◆公 安 昭和四十二年八月鳥取県告示第五百二十六号の一部改正
- ◆公 安 昭和四十二年十一月鳥取県公安委員会告示第四十九号の一部改正
- ◆公 安 危険物取扱主任者試験の実施
- ◆公 安 毒物劇物取扱者試験の実施
- ◆正誤 二級建築士試験の実施

誤昭和四十四年三月鳥取県告示第百七十号中訂正

鳥取県告示第二百六十四号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定により、次のように保険医療機関を指定したので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年

政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和四十四年四月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

より、次のように保険医療機関を指定したので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年

名 称	所 在 地	診 療 科	名	開 設 者 名	指 定 年 月 日	採 用 点 数 表
幡 病 院	鳥取市雲山字大道の下五七	精神科、神経科 外科、整形外科、皮膚科、胃腸科	森脇 外科 医 院	鳥取市雲山字大道の下五七	幡 病 院	鳥取市雲山字大道の下五七
村 江 医 院	境港市馬場崎町二三九	内科、外科	村 江 医 院	村 江 潤 夫	村 江 潤 夫	村 江 潤 夫
野 津 医 院	鳥取市津ノ井二七三の二	内科、小兒科、放射線科	野 津 医 院	野 津 英 頭	野 津 英 頭	野 津 医 院
中 河 原 診 療 所	岩美郡国府町字中河原七七	内科	中 河 原 診 療 所	森 納	中 河 原 診 療 所	中 河 原 診 療 所
山 杣 内 科 医 院	米子市西福原西原堂	内科	山 杣 内 科 医 院	山 杣 俊 春	山 杣 俊 春	山 杣 内 科 医 院
井 上 歯 科 診 療 所	八頭郡郡家町郡家三九	歯 科	井 上 歯 科 診 療 所	井 上 陽 之 助	井 上 陽 之 助	井 上 歯 科 診 療 所

鳥取県告示第二百六十五号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第四項の規定により、次のとおり指定医療機関の辞退があつたので、結核予防法施行規則(昭和二十六年厚生省令第二十六号)第二十六条の規定により告示する。

昭和四十四年四月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

辞 退 年 月 日	指定医療機関の名称	所 在 地
昭和四十四年二月 七日	脇坂 医 院	日野郡日野町多里二三三二
" 三月三十一日	川 本 内 科	倉吉市上井町一丁目九

歯科点数表

00369

鳥取県告示第二百六十六号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、医療機関を次のとおり指定したから、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和四十四年四月二十五日

鳥取県告示第二百六十八号
次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。
昭和四十四年四月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指定年月日	名 称	所 在 地	開設者
昭和四十四年四月一日	川本内科医院	倉吉市上井町二丁目二番地	川本悦夫
" 四日	前田小兒科医院	鳥取市大工町頭一二番地	前田隆守

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所
西伯郡大山町大字鉢戸字向原一五四一の五・一五四一の八（以上二筆について、次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 三 解除の理由
指定理由の消滅
(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び大山町役場に備え置いて総覽に供する。)

鳥取県告示第二百六十七号

昭和四十二年八月鳥取県告示第五百二十六号（鶏等の移入を禁止する区域の指定について）の一部を次のように改正し、昭和四十四年四月二十五日から施行する。

昭和四十四年四月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第二百六十九号
測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第一項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があつたので、同法同条第三項の規定により告示する。
昭和四十四年四月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

別表

別表を次のように改める。

静岡県清水市 三重県松阪市 同県安芸郡 同県一志郡 同県鈴鹿市
高知県高知市

三 作業地域 米子市、西伯郡岸本町、淀江町及び日吉津村

東伯郡選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 五八四人

西伯郡選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 二六〇人

日野郡選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 七五七人

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第九号

昭和四十四年三月二十日現在における鳥取県の議会の議員及び知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数は次のとおりである。地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第四項並びに第七十五条第四項、第七十六条第四項、第八十条第四項、第八十一条第二項及び第八十六条第四項(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第八条第二項において準用する場合を含む。)において規定により告示する。

昭和四十四年四月二十五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

鳥取県において選挙権を有する者の総数の五十分の一の数

一七〇四人
セ、タ、ミ、人

鳥取市選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数

四、四三一
人

米子市選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数

四、四〇〇
人

倉吉市選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数

二、〇九一
人

境港市選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数

一、七六一
人

岩美郡選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数

六、二三三
人

八頭郡選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数

三、七六一
人

気高郡選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数

五、四四四
人

鳥取県公安委員会告示第二十四号

昭和四十二年十一月鳥取県公安委員会告示第四十九号(信号機の設置場所について)の一部を次のように改正し、昭和四十四年四月二十五日から施行する。

昭和四十四年四月二十五日

鳥取県公安委員会委員長 澤住辰藏

表中

鳥取市東福原六五五番地地先 定周期式(一)

交差点(十字路) 段式

五十四

米子市東福原六五五番先交差 定周期式(一)

点(十字路) 段式

五十四

米子市西町八八番先交差 定周期式(一)

点(十字路) 段式

五十五

米子市西町八八番先交差 定周期式(一)

点(十字路) 段式

五十六

鳥取市吉方一四番先(单路) 押ボタン式

に改める。

00371

第4031号 第三種郵便物認可(可)

公 告

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の2第3項に規定する危険物取扱主任者試験を次のとおり実施する。

昭和44年4月25日

鳥取県知事 石 破 二 朗

1 試験の日時及び場所

(1) 試験の日時 昭和44年6月3日 午前9時から
 (2) 試験の場所 鳥取市東町1丁目220 鳥取県庁

倉吉市巣城279 鳥取県中部総合事務所
 米子市糀町1の16 鳥取県西部総合事務所
 米子市富士見町2の162 米子市消防本部

2 試験の種類

第四類の危険物に係る乙種危険物取扱主任者試験

3 受験資格

消防法第13条の3第4項に該当する者

4 受験手続

昭和44年5月1日から昭和44年5月16日まで

（郵送による場合は、5月16日までの消印のあるものは、有効とする。）

(1) 提出書類
 (2) 提出書類
 ア 受験願書

5

イ 3の受験資格を有することを証明する書類
 ヴ 写真 1枚

受験願書提出前6月以内に撮影した正面上半身像の手写形のもの

で、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの

エ 危険物の規制に関する規則（昭和34年總理府令第55号）第55条第4項又は第5項の規定により試験科目の一部を免除されるものについては、受験願書提出の際免状の写しを添付するとともに免状を試験当日提示すること。

5 受験手数料及びその納付方法

(1) 受験手数料 500円
 (2) 納付方法 (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の手数料欄にはりつけて納付すること。この場合、消印をしないこと。

(3) 既納の手数料は、返還しない。

6 受験願書提出先

鳥取市東町1丁目220番地 鳥取県総務部地方課

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第8条第1項第3号に規定する毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施する。

昭和44年4月25日

鳥取県知事 石 破 二 朗

1 期日及び場所

昭和44年5月26日（月曜日） 午前10時から
 午後3時まで

鳥取市東町 鳥取県庁講堂

6

7

00372

第4031号 6

報公県取鳥日曜金曜(第三種郵便物認可)

2 試験科目

(1) 筆記試験

ア 毒物及び劇物に関する法規

イ 基礎化学

ウ 毒物及び劇物(農業用品目毒物劇物取扱者試験にあつては毒物及び劇物取締法施行規則(昭和26年厚生省令第4号。以下「規則」という。)別表第1に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては規則別表第2に掲げる劇物に限る。)の性質及び貯蔵その他取扱方法

(2) 実地試験

毒物及び劇物(農業用品目毒物劇物取扱者試験にあつては規則別表

第1に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては規則別表第2に掲げる劇物に限る。)の識別及び取扱方法

3 受験手続

受験希望者は、毒物及び劇物取締法施行細則(昭和26年3月鳥取県規則第9号)別記第1号様式の受験申請書に次の書類を添えて所轄保健所長を経由して知事に提出すること。

(1) 履歴書

(2) 戸籍抄本

(3) 写真(申請前6箇月以内に脱帽で上半身を撮影した名刺形の合紙のないもの)2枚

(4) 精神病者又は麻薬、大麻、あへん若しくは覚せい剤の中毒者、おし、つんぽ、盲又は色盲でないことを証する医師の証明書

4 受験手数料及びその納付方法

(1) 受験手数料 500円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験申請書に記入すること。この場合、消印しないこと。

5 受験申請書を提出する期限
昭和44年5月12日まで

建築士法(昭和25年法律第202号)第13条の規定により、昭和44年2級建築士試験を次のとおり実施する。

昭和44年4月25日

鳥取県知事 石破二朗

1 試験期日 昭和44年7月26日(土)及び27日(日)

2 試験場所 鳥取市東町2丁目 鳥取県立鳥取西高等学校

3 受験申込期間 昭和44年5月22日から5月31日まで

4 試験科目

(1) 建築設計製図 (2) 建築計画 (3) 建築構造

(4) 建築施工 (5) 建築法規

5 その他

詳細については、鳥取県土木部建築課又は鳥取県各土木出張所(鳥取土木出張所を除く。)に問い合わせること。

H 項

點

留保五十回せ川内電気監査課第四回七十回(送金セセムの保証本セセムの
開通セセム)申込の廻路セセムの送金セセムのド、届出セセム。

貞 恒 行 駿 田 出

1 ト 総合のため十一 森林法 森林法